

# 国家工商行政管理総局文書

工商弁字〔2015〕183号

## インターネット市場の管理・監督の強化に関する 工商総局の意見

各省、自治区、直轄市の工商行政管理局、市場監督管理部門 御中：

中国共産党第18期中央委員会第3回総会（3中総会）、第4回総会（4中総会）及び「国務院關於大力發展電子商務加快培育經濟新動力的意見（電子商取引の發展促進による經濟の新たな原動力の育成加速に関する国務院の意見）」、「国務院關於促進進市場公平競争維護市場正常秩序的若干意見（公平な市場競争の促進による正常な市場秩序の保護に関する国務院の若干の意見）」などの文書の趣旨を徹底、実施し、事前の適正な指導を強化し、事中及び事後の管理・監督を強化し、オンラインとオフラインが統合したインターネット市場の管理・監督業務の構図を構築し、インターネット市場の健全且つ秩序正しい發展を推進するため、ここに次の意見を提起する。

一、インターネット市場の管理・監督の適正化を強化し、「法に基づくインターネット市場の管理」を推進する。電子商取引に関わる立法及び関係する法令の制定・改正に積極的に参加する。工商にかかわる法令のインターネット市場への拡張、応用を推進する。業態の發展と管理・監督の需要に応え、問題指向を堅持し、規則制度を改善し、管理・監督業務のために十分な法的な支えを提

供する。各地の工商部門、市場の監督部門が各自の実情を踏まえ、インターネット市場の規制・体系のさらなる健全化、充実化を図ることを奨励し、支援する。法に基づき職責を履行し、法執行に対する監督を強化し、法執行行為の適正化を進める。部門全体、社会全体に向けた法令の宣伝教育に取り組み、インターネット市場の管理・監督の法治化を推進する。

二. 技術的手段と管理・監督業務の融合を強化し、「以網管網（インターネット技術によるインターネット市場の管理）」を推進する。情報インターネット技術の手段を存分に利用し、管理監督・法執行の効果を高める。商事制度改革の掘り下げと電子営業許可証の普及・応用を契機とし、インターネット上の経営主体のデータベースを充実化し、データの質を高める。インターネット市場の監督・監督における事前、事中、事後のビッグデータの応用を強化し、監視、管理・監督の先見性、実効性を高める。インターネットの管理・監督プラットフォームの機能を改善する。第三者電子商取引プラットフォームの管理・監督システムを構築する。各地のソフトウェア及びハードウェアの水準及び管理・監督の負担に基づいて、地域に跨る監視、監督、協助システムの構築を模索し、総局と各地の管理・監督プラットフォーム間、工商部門内容の各業務間の相互連携、資源共有の実現を進める。インターネット市場の管理・監督業務に関わるインフラを整備し、技術的手段を活用した違法行為の手がかりの発見及び電子データの証拠収集能力を高める。

三. 信用の激励・制約システムの役割を存分に発揮させ、「信用管網（信用によるインターネット市場の管理）」を推進する。企業の情報公示システムの構

築を踏まえ、インターネット上の経営企業の情報開示責任を強化し、部門間の情報共有を強化し、インターネット上の経営企業の信用情報公示、経営異常リスト、深刻な違法企業リストなどの制度を構築し、社会に向けて違法・処罰の情報を速やかに公示することで、「一処違法、处处受限（一所で発生した違法行為により、あらゆる所で制約を受ける）」システムを実現し、信用失墜行為懲戒システムのインターネット市場の管理・監督における役割を發揮する。「守合同、重信用（契約順守、信用重視）」などの激励システムの役割を發揮し、インターネット上の経営者のコンプライアンス経営を促進する。電子商取引の信頼取引環境整備のモデル活動を引き続き掘り下げて推進し、公正且つ信頼性のある電子商取引信用情報評価体系の形成を推進する。第三者信用サービス機関の役割發揮を重視し、第三者信用サービス及び製品の電子商取引への応用を支援する。

**四．監督・統括の強化、統合型監督の推進により、「共同管網（協働によるインターネット市場の管理）」を推進する。**インターネット市場の管理・監督は、工商行政管理部門の職責全体をインターネット分野に拡張する大局的な活動である。総局はインターネット市場管理監督業務指導グループを編成し、各級の工商、市場の監督部門は相応の統括・協調システムを類推して構築する。オンラインとオフラインの統合的管理・監督を推進し、各業務部署の業務はオンラインとオフラインを網羅する。地域を超えた電子商取引事件の調査・処分、消費者権利保護、抜取検査、特定対象の監視などの業務の協働ルールを明確にし、円滑に連携できる地域に跨る管理・監督協助システムを構築する。各級政府レベルのインターネット市場の管理・監督業務協調システムの構築を推進し、

公安などの部門との刑事司法の連携を円滑に進め、通信管理部門との営利性のウェブサイト監督協助システムを構築し、物流・速達、金融・決済などの業界の監督管理部門との意思疎通・協調を強め、情報共有、共同懲戒を実現する。電子商取引プラットフォームなどの市場の主体の責任を明確にし、インターネット上の経営企業と業界団体の自主規制の強化を指導する。各種のニューメディアを存分に活用し、違法行為の摘発を強化し、公衆と世論による監督の役割を発揮し、消費者を理性的な消費行動に導くことで、市場の自己浄化を促進し、社会全体で取り組む構図を構築する。

**五. 権利侵害品、模倣・粗悪品を販売する違法行為を厳しく取り締まり、電子商取引プラットフォームに対する重点的な管理・監督を最優先に行う。**「紅盾網剣」キャンペーン（工商総局が2015年7月から取り組んでいる電子商取引プラットフォームを介した権利侵害品、模倣・粗悪品の販売行為を取り締まるキャンペーン——訳注）を引き続き実施し、インターネット上で取引される商品に対する常態化された監視システムを構築する。インターネット上で取引される商品の抜取検査を強化する。事件取締システムを整備し、インターネット上の商品取引に関わる各種違法行為を法により取り締まる。行政指導を強化し、電子商取引プラットフォームの経営者による法定の責任と義務の履行を促し、権利侵害行為、詐称行為、不正手段による信用力向上などの違法行為を抑制し、消費者の権利保護措置の充実化を図る。インターネット上の販促行為に対する管理・監督を強化する。電子商取引プラットフォームの標準契約の約款を適正化する。電子商取引プラットフォームにかかわる違法行為、反則行為に対する取り締まりを強化する。

六. 商事制度改革を踏まえ、インターネット上の経営主体の適正管理を強化する。登記・登録制度の利便化政策措置を実施し、電子商取引の市場の主体の住所（営業場所）の登記条件緩和を各地に指示し、緩やかで平等な参入環境を醸成する。インターネット上の経営者に工商登録・登記を奨励し、インターネットショップ実名制を適正に実施する。企業信用情報年次報告書及び抜取検査制度においてインターネット上の経営情報にかかわる内容を充実化し、インターネット上の経営者の信用ファイルの構築を段階的に進める。違法な電子商取引事業者のウェブサイトを経営者を法により取り締まる。

七. 12315 体系の整備を積極的に推進し、インターネット消費者の合法的な権益を法により保護する。電子商取引の苦情申立て・権利保護システムを充実化し、全国 12315 インターネットプラットフォームを整備し、オンライン消費にかかわる苦情申立て、通報の技術的手段を刷新し、ライン間、地域間の「訴転案（苦情から事件への転換）」チャンネルを開通し、消費者の苦情申立て・通報をインターネット事件の手がかりの重要な情報源とする。消費者の個人情報保護、7 日以内の無条件返品などの消費者権益保護法の新たな規定を実施するようインターネット上の経営者と電子商取引プラットフォームを誘導し、消費の段階における経営者先行問責制度、賠償金先行立替制度の整備・充実化を図る。インターネットショッピング消費者警告システムを構築し、消費者への注意喚起、警告を速やかに公表し、消費者による苦情の開示を推進し、消費者の誘導を強化する。業界団体、第三者機関を消費者苦情紛争処理への参加者として引き入れ、早い段階での苦情処理を実現する。

八. インターネットにかかわる各種の経営行為を適正化し、公正な競争の市場秩序を守る。インターネット広告に対する監視・監督を強化し、インターネット上の違法な虚偽・誇大広告に対する取締りを強化する。営業上の情報の掲載にかかわるウェブサイトの経営行為、インターネット広告の掲載及びプッシュ通知行為、微信（WeChat）などのソーシャルネットワークサービスによる営業行為の適正化を検討する。インターネット上の経営企業による市場支配的地位濫用の違法行為を法により取り締まる。インターネットを利用した誤解を招く虚偽宣伝、営業上の信用及び商品が有する名声の毀損などの不正な競争行為を法により取り締まる。インターネットを利用したマルチ商法、違法なダイレクトマーケティングなどに従事する違法行為を取り締まる。

九. インターネット市場における新業態の研究を深め、管理・監督の法則を把握する。関係部門、研究機関など複数の主体が参加するインターネット適正制度研究の枠組みを構築する。インターネット市場管理・監督研究拠点及び有識者バンクの構築を推進する。インターネット市場の管理・監督システムの整備に関する前向き研究に積極的に取り組む。ソーシャルコマース、越境電子商取引、共同購入、O2Oなどのビジネスモデル、新業態の発展、変化を研究し、法に基づく管理・監督に向けた措置・方法を提起する。

十. 基層インフラを強化し、インターネット市場の管理・監督の能力、水準を高める。インターネット市場の管理・監督機関を整備し、専門の業務能力を充実し、特別経費による保障を強化し、装備・機器の最適化を図る。インター

ネット市場の管理・監督にかかわる全職員の業務研修を積極的に実施し、研修の実効性、妥当性を高め、監督能力を絶えず強化する。

各地の工商及び市場の監督管理部門は本意見の要求に基づいて、各自の実情を踏まえて、実施案を制定し、又は徹底のための具体的措置を提起しなければならない。

附属書：工商総局インターネット市場監督活動指導グループ構成員名簿

国家工商行政管理総局

2015年11月6日

附属書：

## 工商総局インターネット市場管理・監督業務 指導グループ構成員名簿

グループ長：甘霖 工商総局副局長

構成員：劉紅亮 網絡商品交易監管司(インターネット商品取引監督司)  
司長

于法昌 弁公庁(事務局)主任

袁喜祿 総合司司長

姜天波 法規司司長

任愛榮 反壟斷与反不正競争執法局（反トラスト及び不正競争  
防止法執行局）局長

楊紅燦 消費者權益保護局局長

周石平 企業注冊局（企業登録局）局長

馬夫 企業監督管理局局長

張国華 廣告監督管理司司長

趙剛 个体（個人）私營經濟監督管理司司長

梁艾福 人事司司長

劉燕 国際合作司（国際協力司）司長

許瑞表 商標局局長

何訓班 商標評審委員会主任

王予集 經濟信息中心（經濟情報センター）主任

陳永 北京市工商局局長

指導グループ弁公室（事務局）は網絡商品交易監管司に設置し、弁公室主任  
は網絡商品交易監管司の劉紅亮司長が兼任する。

出所：

2015年11月9日付け中華人民共和国国家工商行政管理総局ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所日本語仮訳を作成

[http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/xxzx/201511/t20151110\\_163780.html](http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/xxzx/201511/t20151110_163780.html)

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。